

ID: 245

担当部署: 上下水道課

処分の概要	料金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市水道事業給水条例 第23条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第154号		
【基準】 第23条から第25条まで及び第27条の規定による。 (料金の徴収) 第23条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の利用者又は管理人から徴収する。 2 共用給水装置によって水道を利用する者は、料金の納入について連帯責任を負わなければならない。 (料金の額) 第24条 料金は、1か月について別表第1に掲げるところにより算出した基本料金と超過料金との合計額とする。ただし、その合計額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。 (料金の算定) 第25条 料金の算定は、市長が定める定例日に量水器の点検を行い、その計量した使用水量をもって、その日の属する月分の料金を算定するものとする。 2 市長は、必要があると認めたときは、量水器の点検を隔月にし、その計量した使用水量をもって、その日の属する月分及び前月分の料金を算定することができる。 3 前項の場合において、各月の使用水量は、等量とみなし、1か月分の使用水量に1立方メートル未満の端数を生じたときは、この端数を量水器の点検を行った日の属する月分の使用水量に加えるものとする。 4 前3項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があるときは、市長は、定例日以外の日に量水器の点検を行うことができる。 (中途使用等の場合の料金の算定) 第27条 第24条及び第25条の規定にかかわらず、給水を受けることを始めた日から最初の量水器の点検の日まで、又は最後の量水器の点検の日から給水を受けることをやめた日(その日以後に第19条第1号の届出があったときは、その届出の日)までの間については、次の各号に掲げる区分に従い第24条に規定する基本料金に当該各号に掲げる率を乗じて得た額を基本料金とする。 (1) その日数が15日以内のとき 100分の50 (2) その日数が15日を超え、1か月を超えないとき 100分の100 (3) その日数が1か月を超え、45日を超えないとき 100分の150 (4) その日数が45日を超えるととき 100分の200 2 前項の場合において、その計量した使用水量が第24条に規定する基本料金の限度である使用水量に前項各号の区分に従い当該各号に掲げる率を乗じて得た水量を超えるときは、同条に規定する超過料金の例により算出した額を超過料金とする。 3 市長は、給水を受ける者が給水を受けることをやめた場合においても、第19条第1号に規定する届出をしない間は、基本料金を徴収する。 4 市長は、給水を受ける者が量水器の点検のときから次の量水器の点検のときまでの期間の中途において、その用途を料率の異なる他の用途に変更した場合には、その使用日数の多い用途の料率を適用して料金を徴収する。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 246

担当部署: 上下水道課

処分の概要	手数料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市水道事業給水条例 第30条		
例 規 番 号	平成17年条例第154号		
【基準】 第30条の規定による。 (手数料) 第30条 手数料は、別表第2に掲げるとおり納付しなければならない。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 247

担当部署: 上下水道課

処分の概要	給水申込納付金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市水道事業給水条例 第31条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第154号		
【基準】 第31条の規定による。 (給水申込納付金) 第31条 給水装置を新設し、又は改造(量水器の口径を増径する場合に限る。以下本条において同じ。)しようとする者(第28条第1項に規定する者を除く。)は、市長に給水申込納付金(以下「納付金」という。)を納付しなければならない。この場合において、改造しようとする者の納付金は、新量水器口径に係る納付金の額と旧量水器口径に係る納付金の額の差額とする。 2 第17条第3項の規定により受水槽に接続する装置に市長が量水器を設置する場合にあっては、当該装置を給水装置とみなす。 3 納付金は、別表第3に掲げる額とする。 4 納付金は、給水装置工事の申込みの際、徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。 5 既納の納付金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 250

担当部署: 上下水道課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市水道事業給水条例 第40条及び第41条		
例 規 番 号	平成17年条例第154号		
【基準】 第40条及び第41条の規定による。 (過料) 第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。 (1) 第4条の承認を受けないで、給水装置工事を行った者 (2) 正当な理由がなく第17条第2項の量水器の設置、第25条の使用水量の計量、第33条の検査又は第35条の給水の停止を拒み、又は妨げた者 (3) 第20条第1項の規定に違反して私設消火栓を使用し、又は同条第2項に違反して、職員の立会いを受けないで私設消火栓を使用した者 (料金を免れた者に対する過料) 第41条 偽りその他不正な行為によって第24条の料金又は第30条の手数料の徴収を免れた者は、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 252

担当部署: 上下水道課

処分の概要	指定の取消し又は停止		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市指定給水装置工事事業者の指定等に関する規程 第3条		
例 規 番 号	令和3年公営企業管理規程第20号		
【基準】 第3条の規定による。 (指定の停止) 第3条 市長は、指定給水装置工事事業者が法第25条の11第1項各号のいずれかに該当する場合において、当該指定給水装置工事事業者に特段の事情があると認めるときは、指定の取消しに代えて、6月以内の期間を定めて指定を停止することができる。 「別添『指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準(日本水道協会作成)』を参考に違反内容や過去の事例等を踏まえ、案件ごとに処分内容を判断する。」			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 255

担当部署: 上下水道課

処分の概要	延滞金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例 第11条本文		
例 規 番 号	平成17年条例第123号		
【基準】 第11条及び附則第3項の規定による。 (延滞金) 第11条 市長は、第7条第3項の納付期日までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金額にその納付期日の翌日から納付の日までの期日に応じ、年14. 5パーセント(当該納付期日の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7. 25パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。ただし、災害その他特別の事由があると認められるときは、延滞金を減額し、又は免除することができる。 (延滞金の割合の特例) 3 当分の間、第11条に規定する延滞金の年14. 5パーセントの割合及び年7. 25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7. 25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14. 5パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7. 25パーセントの割合を加算した割合とし、年7. 25パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7. 25パーセントの割合を超える場合には、年7. 25パーセントの割合)とする。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 257

担当部署: 上下水道課

処分の概要	負担金の徴収猶予の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例施行規程 第13条第5項		
例 規 番 号	令和3年公営企業管理規程第28号		
【基準】 第13条の規定による。 (負担金の徴収猶予) 第13条 条例第8条の規定により負担金の徴収猶予を受けようとする者は、第3条第1項の規定による申告書の提出の際又は徴収猶予の理由が発生した日から14日以内に、旭市公共下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書(第8号様式)に徴収猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、徴収猶予の可否を決定し、旭市公共下水道事業受益者負担金徴収猶予決定(却下)通知書(第9号様式)により申請者に通知するものとする。 3 負担金の徴収猶予の基準は、別表第2に定めるところによる。 4 負担金の徴収猶予を受けた者は、その理由が消滅したときは、旭市公共下水道事業受益者負担金徴収猶予理由消滅届(第10号様式)を市長に提出しなければならない。 5 市長は、前項の規定による届出があったとき又は徴収猶予の理由が消滅したと認めたときは、徴収猶予を取り消し、旭市公共下水道事業受益者負担金徴収猶予取消通知書(第11号様式)により、当該受益者に通知するものとする。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 258

担当部署: 上下水道課

処分の概要	負担金の減免の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例施行規程 第14条第5項		
例 規 番 号	令和3年公営企業管理規程第28号		
【基準】 第14条の規定による。 (負担金の減免) 第14条 条例第9条第2項の規定により負担金の減免を受けようとする者は、第3条第1項の規定による申告書の提出の際又は減免の理由が発生した日から14日以内に、旭市公共下水道事業受益者負担金減免申請書(第12号様式)に減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、減免の可否を決定し、旭市公共下水道事業受益者負担金減免決定(却下)通知書(第13号様式)により、申請者に通知するものとする。 3 負担金の減免基準は、別表第3に定めるところによる。 4 負担金の減免を受けた者は、その理由が消滅したときは、旭市公共下水道事業受益者負担金減免理由消滅届(第14号様式)を市長に提出しなければならない。 5 市長は、前項の規定による届出があったとき又は減免の理由が消滅したと認めるときは、その事由が発生した日以後の納期に係る負担金について、減免を取り消し、旭市公共下水道事業受益者負担金減免取消通知書(第15号様式)により当該受益者に通知するものとする。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 259

担当部署: 上下水道課

処分の概要	分担金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例 第4条		
例 規 番 号	令和元年条例第31号		
【基準】 第2条から第4条までの規定による。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 区域外流入 下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)第24条第1項の許可を受けて、同法第2条第8号に規定する処理区域の区域外から処理区域に下水を流入させることをいう。 (2) 受益者 区域外流入をする土地の所有者をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利(一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。)の目的となっている土地にあつては、それぞれ地上権者、質権者又は使用借主若しくは賃借人をいう。 (受益者の分担金の額) 第3条 受益者が負担する分担金の額は、当該受益者が法第24条第1項の許可を受けた日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で、その許可を受けた面積に旭市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例(平成17年旭市条例第123号)第4条に規定する単位負担金額を乗じて得た額とする。 (分担金の賦課及び徴収) 第4条 市長は、受益者ごとに、前条の規定により算出した分担金の額を定め、これを賦課するものとする。 2 市長は、前項の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく当該分担金の額及び納付期日等を受益者に通知しなければならない。 3 分担金は、一括して徴収するものとする。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 261

担当部署: 上下水道課

処分の概要	延滞金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例 第8条第1項		
例 規 番 号	令和元年条例第31号		
【基準】 第8条の規定による。 (延滞金) 第8条 市長は、受益者が分担金を第4条第2項の納期限までに納付しないときは、延滞金を徴収するものとする。 2 前項に規定する延滞金の額その他の延滞金の取扱いについては、旭市諸収入金の延滞金徴収に関する条例(平成17年旭市条例第61号)の例による。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 262

担当部署: 上下水道課

処分の概要	分担金の減免の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例施行規程 第9条第5項		
例 規 番 号	令和3年公営企業管理規程第29号		
【基準】 第9条の規定による。 (分担金の減免) 第9条 条例第5条第2項の規定より分担金の減免を受けようとする者は、第3条第1項の規定による旭市公共下水道区域外流入分担金の決定があった日から7日以内に、旭市公共下水道区域外流入分担金減免申請書(第6号様式)に減免を受けようとする理由を記載し、当該理由に係る証明書類を添えて市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査して減免の可否を決定し、旭市公共下水道区域外流入分担金減免決定(却下)通知書(第7号様式)により、申請者に通知するものとする。 3 分担金の減免基準は、負担金の例による。 4 分担金の減免を受けた者は、減免理由が消滅したときは、旭市公共下水道区域外流入分担金減免理由消滅届(第8号様式)を市長に提出しなければならない。 5 市長は、前項の規定による届出があったとき又は減免の理由が消滅したと認めるときは、減免を取り消し、旭市公共下水道区域外流入分担金減免取消通知書(第9号様式)により当該受益者に通知するものとする。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 266

担当部署: 上下水道課

処分の概要	使用料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	旭市下水道条例 第15条第1項
例 規 番 号	平成17年条例第124号
【基準】 第15条から第17条までの規定による。 (使用料の徴収) 第15条 市長は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。 2 使用料は、使用月における公共下水道の使用について、集金、納入通知書又は口座振替の方法により徴収する。ただし、市長が必要と認めたときは、1か月における公共下水道の使用について徴収することができる。 3 使用料は、市長が指定する期日までに納入しなければならない。 4 前2項の規定にかかわらず、市長は、土木建築に関する工事の施工に伴う排水のための公共下水道を使用する場合その他公共下水道を一時使用する場合において必要があると認められるときは、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の清算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったとき、その他市長が必要であると認めたときに行う。 (使用料の算定方法) 第16条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表に定めるところにより算出した合計額(1円未満の端数は、切り捨てる。)とする。 2 市長は、使用者ごとに隔月の定例日を定め、使用月ごとの使用料を算定する。ただし、市長が必要と認めたときは、毎月の定例日を定め、1か月ごとの使用料を算定することができる。 3 使用者が排除した汚水の量の算定は、次の各号に定めるところによる。 (1) 水道水を排除した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合において、それぞれの使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。 (2) 水道水以外の水を排除した場合は、その使用水量とし、当該使用水量は、規程で定めるところにより、使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。 (3) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量が公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、規程で定めるところにより、使用月に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して7日以内に市長に提出しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、市長は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。 (中途使用の場合の使用料) 第17条 使用者が使用料の算定期間(前条第2項に規定する定例日から次の定例日までの期間をいう。)の中途において、公共下水道の使用を開始し、休止し、又は廃止したときの使用料は、次の各号に掲げる区分に従い、前条第1項に規定する別表の基本料金にそれぞれの率を乗じて得た額とする。ただし、使用水量が基本使用量にそれぞれの率を乗じて得た水量を超えるときは、これを超過使用量とし、同条同項に規定する超過使用量の区分にそれぞれの率を乗じて得た使用量を区分し、算出した額を加えた額とする。 (1) その日数が15日以内のとき 100分の25 (2) その日数が15日を超え30日以内のとき 100分の50 (3) その日数が30日を超え45日以内のとき 100分の75 (4) その日数が45日を超えるととき 100分の100	
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 267

担当部署: 上下水道課

処分の概要	改善命令		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市下水道条例 第24条		
例 規 番 号	平成17年条例第124号		
【基準】 第24条の規定による。 (改善命令) 第24条 市長は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の設置者若しくは使用者に対し、期限を定めて、排水設備又は除害施設の構造若しくは使用の方法の変更を命ずることができる。			
備考	原因及び公共下水道への影響を確認し、使用者と協議のうえ改善内容や期限等を定めるものとする。		
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 269

担当部署: 上下水道課

処分の概要	占用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市下水道条例 第27条第2項		
例 規 番 号	平成17年条例第124号		
【基準】 第27条の規定による。 (占用) 第27条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下「占用物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占有しようとするものは、規程で定めるところにより、申請書を提出して市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、占用物件の設置については、法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。 2 市は、前項の許可を受けた者から、占用料を徴収する。 3 前項の占用料については、旭市使用料及び手数料に関する条例(平成17年旭市条例第60号)第2条の規定を準用する。この場合において、同条例別表第1中「道路占用料」とあるのを「下水道占用料」と読み替えるものとする。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 270

担当部署: 上下水道課

処分の概要	手数料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市下水道条例 第29条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第124号		
【基準】 第29条の規定による。 (手数料) 第29条 市長は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申請者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1) 指定工事店の指定 1件につき12,000円 (2) 前号に定めるもののほか、指定工事店の指定にかかわる事務で規程で定めるもの 1件につき12,000円以内で規程で定める額 2 前項の手数料は、申請の際に徴収する。 3 既納の手数料は、返還しない。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 271

担当部署: 上下水道課

処分の概要	延滞金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市下水道条例 第30条第2項		
例 規 番 号	平成17年条例第124号		
【基準】 第30条及び附則第4項の規定による。 (使用料等の督促) 第30条 市長は、この条例及び法の規定により徴収する使用料その他の収入(以下「使用料等」という。)を納期限までに納付しない者があるときは、規程で定める督促状を発行して督促する。 2 使用料等に関して督促をした場合は、当該使用料等の金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その金額に年14. 6パーセント(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7. 3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。 (延滞金の割合の特例) 4 当分の間、第30条第2項に規定する延滞金の年14. 6パーセントの割合及び年7. 3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7. 3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14. 6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7. 3パーセントの割合を加算した割合とし、年7. 3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7. 3パーセントの割合を超える場合には、年7. 3パーセントの割合)とする。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 273

担当部署: 上下水道課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市下水道条例 第33条から第35条まで		
例 規 番 号	平成17年条例第124号		
【基準】 第33条から第35条までの規定による。 (過料) 第33条 次の各号に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。 (1) 第5条の規定による確認を受けずに排水設備等の新設等を行った者 (2) 第6条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者 (3) 排水設備等の新設等を行って第7条第1項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者 (4) 第8条又は第10条の規定に違反した使用者 (5) 第12条の規定による届出を怠った者 (6) 第18条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者 (7) 第24条に規定する命令に違反した者 (8) 第5条第1項、同条第2項本文、第25条の規定による申請書又は図書、第12条、第14条の規定による届出書、第16条第3項第3号の規定による申告書又は第18条の規定による資料で不実の記載があるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者 第34条 偽りその他不正な手段により使用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。 第35条 法人の代表又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料に処する。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 276

担当部署: 上下水道課

処分の概要	指定の取消し及び一時停止		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市下水道排水設備指定工事店の指定等に関する規程 第10条		
例 規 番 号	令和3年公営企業管理規程第30号		
【基準】 第10条の規定による。 (指定の取消し及び一時停止) 第10条 市長は、指定工事店から前条第1項に規定する届出を受けたときは、指定を取り消さなければならない。 2 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は6か月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。 (1) 条例又はこの規程に違反したとき。 (2) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、市長が指定工事店として不相当と認めたとき。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 277

担当部署: 上下水道課

処分の概要	責任技術者の業務の禁止及び停止		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市下水道排水設備指定工事店の指定等に関する規程 第12条第1項		
例 規 番 号	令和3年公営企業管理規程第30号		
【基準】 第12条の規定による。 (業務の禁止及び停止) 第12条 市長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、その業務を禁止し、又は6か月を超えない範囲内において業務を停止させることができる。 (1) 条例又はこの規程に違反したとき。 (2) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、市長が責任技術者として不適当と認めたとき。 2 市長は、前項の規定による処分を行ったときは、直ちに、協会に通知するものとする。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 280

担当部署: 上下水道課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例 第14条		
例 規 番 号	平成17年条例第109号		
【基準】 第14条の規定による。 (使用料) 第14条 処理施設の使用料は、別表に定めるとおりとする。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 281

担当部署: 上下水道課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例 第16条及び第17条		
例 規 番 号	平成17年条例第109号		
【基準】 第16条及び第17条の規定による。 (罰則) 第16条 第9条の規定による計画の確認を受けないで排水設備の接続等を行った者は、1万円以下の過料に処する。 第17条 市長は、偽りその他不正の行為により、使用料の徴収を免れた受益者を、その免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 282

担当部署: 上下水道課

処分の概要	分担金の徴収								
例 規 名 根 拠 条 項	旭市農業集落排水事業分担金徴収条例 第3条								
例 規 番 号	平成17年条例第110号								
【基準】 第2条から第4条までの規定による。 (受益者) 第2条 この条例において「受益者」とは、旭市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成17年旭市条例第109号)第4条第4号に規定する処理区域内において、土地を所有し、又は占有している者であって事業に加入したものをいう。 (分担金の徴収) 第3条 分担金は、受益者から徴収する。 (分担金の額) 第4条 分担金の額は、次の表のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>処理区名</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旭市江ヶ崎処理区</td><td>1加入当たり 420,000円</td></tr> <tr> <td>旭市琴田処理区</td><td>1加入当たり 420,000円</td></tr> </tbody> </table> 2 共同住宅(1戸建て賃貸住宅を含む。)に係る分担金の額は、前項の規定にかかわらず、基本数を1とし、世帯数(1世帯の床面積35平方メートル未満の住宅については、世帯数に2分の1を乗じた数)に0.2を乗じて得た数を加算した数(小数点以下は、四捨五入する。)に前項の表の金額を乗じた金額とする。				処理区名	金額	旭市江ヶ崎処理区	1加入当たり 420,000円	旭市琴田処理区	1加入当たり 420,000円
処理区名	金額								
旭市江ヶ崎処理区	1加入当たり 420,000円								
旭市琴田処理区	1加入当たり 420,000円								
備考									
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日						

ID: 284

担当部署: 上下水道課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市農業集落排水事業分担金徴収条例 第7条		
例 規 番 号	平成17年条例第110号		
【基準】 第7条の規定による。 は、市長が別に定める。 (罰則) 第7条 市長は、偽りその他不正の行為により、分担金の徴収を免れた受益者を、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日